



請 書

令和5年 月 日

兵庫県知事 齋藤 元彦 様

契約者
住 所
氏 名

この契約については、関係法令を遵守し、信義を守り誠実に履行します。

1	契約の目的	ひょうごプレミアム芸術デー動画等制作・配信業務
2	契約の内容	別添「ひょうごプレミアム芸術デー動画等制作・配信業務」仕様書のとおり
3	契約金額	¥ 円（うち消費税額¥ 円）
4	契約保証金の額	免除
5	履行期間又は履行期限	令和5年 月 日から令和5年8月31日まで
6	履行の場所（納入の場所）	動画納品 芸術文化課
7	債務不履行の場合の措置	(1) 契約の解除 ア 正当な理由なしに契約の履行着手期限を過ぎても履行に着手しないとき。 イ 履行期間又は履行期限内に契約を履行しないとき、又は契約を履行する見込みがないと明らかに認められるとき。 ウ 検査を妨げたとき。 エ 契約事項に違反し、そのため契約の目的を達することができないとき。 (2) 違約金の納付 ア 履行延滞の場合は、契約金額につき年10.75パーセントの割合で計算した額 イ 契約解除された場合は、契約金額の10分の1に相当する額（契約保証金を徴している場合においては、当該額から契約保証金の額を控除した額）とする。ただし、自己の責めに帰することができない理由により契約が解除された場合は、納付を要しない。
8	その他	(1) 調査への協力 ア 契約担当者は、この契約に係る契約担当者の適正な予算執行を検証するため、必要があると認められた場合は、契約者に対し、契約担当者が行う調査に必要な物品の出納に関する帳簿の閲覧又は情報の提供等の協力を要請することができる。 イ 契約者は、契約担当者から前項の要請があった場合は、特別な理由がない限りその要請に応じるものとし、この契約の終了後も、契約終了日の属する県の会計年度を含む6会計年度の間は同様とする。 (2) 暴力団等の排除 ア 契約担当者は、ウ①の意見を聴いた結果、契約者が次の各号のいずれかに該当する者（以下「暴力団等」という。）であると判明したときは、特別の事情がある場合を除き、契約を解除するものとする。 ① 暴力団排除条例（平成22年兵庫県条例第35号）第2条第1号に規定する暴力団及び第3号に規定する暴力団員 ② 暴力団排除条例施行規則（平成23年兵庫県公安委員会規則第2号）第2条各号に規定する暴力団及び暴力団員と密接な関係を有する者 イ 7(2)及び(3)イの規定は、前項の規定による契約の解除に準用する。 ウ 契約担当者は、必要に応じ、次の各号に掲げる措置を講じることができるものとする。 ① 契約者が暴力団等であるか否かについて兵庫県警察本部長に意見を聴くこと。 ② 前号の意見の聴取により得た情報を、他の契約において暴力団等を排除するための措置を講ずるために利用し、又は兵庫県公営企業管理者及び兵庫県病院事業管理者に提供すること。 エ 契約者は、この契約の履行に当たり、暴力団等から業務の妨害その他不当な要求を受けたときは、契約担当者にその旨を報告するとともに、警察に届け出て、その捜査等に協力しなければならない。 (3) 適正な労働条件の確保 契約者は、この契約における労働者の適正な労働条件を確保するため、別記「適正な労働条件の確保に関する特記事項」を守らなければならない。 (4) 再委託の禁止 契約者は、この契約における業務の履行に当たって、別記「契約業務の再委託に関する特記事項」を守らなければならない。